

【クレジットカード支払規約】

1 私が支払うべき株式会社イトマンスポーツウェルネス（以下「イトマンスポーツスクエア」という）の会費（以下「会費」という）を、クレジットカードで決済し、ライフカード会員規約に基づきライフカード株式会社に支払います。

なお、支払い回数は1回払いとします。

2 私がイトマンスポーツスクエアの会員資格を喪失しない限り、会費については毎回継続のうえ前項と同様に支払います。

3 私がカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、カード利用代金の支払い状況などによっては、イトマンスポーツスクエアまたはライフカードの判断により通知連絡する事なくイトマンスポーツスクエア会員資格を喪失されても異議ありません。なお、私のライフカードに対する第1項のカード利用代金の支払い状況について、ライフカードがイトマンスポーツスクエアに通知することを異議なく承諾します。

4 私がカードの会員資格を喪失した場合またはカードを脱会した場合であっても、イトマンスポーツスクエアの会員資格を喪失しない限り、特例クレジット決済制度を利用して会費を決済することを異議なく承諾します。

【特例クレジット決済制度支払規約】

1 私が支払うべき株式会社イトマンスポーツウェルネス（以下「イトマンスポーツスクエア」という）の会費を、ライフカード株式会社（以下「ライフカード」という）の本特例クレジット決済制度で決済するものとし、当該クレジット利用代金を下記の会費決済支払規約に基づきライフカードに支払います。なお、支払い回数は1回払いとします。

2 私がイトマンスポーツスクエアの会員資格を喪失しない限り、会費については毎回継続のうえ前項と同様に支払います。

3 私が会費決済支払規約に定める会員資格喪失をした場合はもちろん、私が支払うべき第1項のクレジット利用代金の支払い状況などによっては、イトマンスポーツスクエア会員資格を喪失されても異議ありません。なお、私のライフカードに対する第1項のクレ

ジット利用代金の支払い状況について、ライフカードがイトマンスポーツスクエアに通知することを異議なく承諾します。

4 私第1項のクレジット利用代金の支払いを遅滞する等の事由により会費決済支払規約に定める会員資格を喪失したときは、イトマンスポーツスクエア会員資格も喪失するとともに、未払いのクレジット利用分については、イトマンスポーツスクエア・ライフカード間の取り決めによりキャンセル処理（立替金返還処理を意味する。以下同じ）とされる場合があること、当該キャンセル処理により発生する私とイトマンスポーツスクエアとの間の会費の精算処理は原則として私とイトマンスポーツスクエアとの間で行うものとしライフカードは関与しないことを異議なく承諾します。

5 前項の場合において、イトマンスポーツスクエア・ライフカード間のキャンセル処理が完了するまでの間にキャンセル処理対象分について私がライフカードにクレジット代金を支払ったとしても、キャンセル処理の中止はされず、ライフカードが当該クレジット代金を私に返金することを異議なく承諾します。

会費決済支払規約

第1条(会員)

(1) 会員とは、本規約を承認のうえ、ライフカード株式会社（以下「甲」といいます）に会員として、入会申込をされ、甲が入会を認めた方をいいます。

(2) 会員は本規約に基づき甲に対して負担する一切の債務につき責任を負うものとします。

第2条(会費の立替払い)

(1) 会員は表記記載の株式会社イトマンスポーツウェルネス(以下、「乙」といいます)からサービスの提供を受ける事ができます。

(2) 前項のサービスに係る利用代金とは乙が運営するスポーツクラブの会費(入会金・施設利用料等を含む)をいいます。

(3) 前項の利用代金については、甲が乙に立替払いをします。

(4) 第2項の利用代金の限度額については、別途甲が定めるものとし、それを超えた利用代金の立替払いはできません。ただし、甲が認めた場合はこの限りではありません。

第3条(立替金の支払い) 甲の立替金は、原則として、毎月5日に締めるものとし、会員は当月の26、27、28、29日または、翌月3日(指定金融期間により異なります。金融期間が休業日の場合は、翌営業日)に甲に1回払いで支払うものとします。

第4条(商品の所有権留保)

乙の提供するサービスに付帯して購入した商品がある場合の商品の所有権は、甲が乙に立替払いしたことにより乙から甲に移転し、立替払い契約に基づく会員の甲に対する債務が完済されるまで甲に留保されます。

第5条(支払金の充当順位)

会員の返済した金額が本規約およびその他の契約に基づき、甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、甲が定める順序・方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。ただし、会員が指定した場合はこの限りではありません。

第6条(費用等の負担)

(1)会員は、以下の費用を負担するものとします。①支払い遅滞時に甲が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込)。②会員が甲に支払う費用等に係る消費税が増税等の事情により増額となった場合における、当該増額分。③強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの。

(2)会員は、印紙税、公正証書作成費用等の契約締結費用、及び振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲に対する債務の弁済の費用を負担するものとします。また、当該負担の一部として次の各号の費用を支払うものとします。①支払事務に係る手数料として440円(税込)。ただし、甲は、甲が認める場合には、当該手数料を請求いたしません。

第7条(会員資格の喪失)

甲は、会員が以下の事由に該当した場合は、会員に対して何らかの通知を要せずに会員資格を喪失させることができるものとします。

① 会員が甲の立替金の支払いを怠った場合②会員が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、会員が支払いを停止したとき③会員が強制執行、保全処分または滞納処分をうけたとき④会員が破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他裁判上の破産手続き申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てをしたとき⑤会員に乙のサービスの約款及び利用料の約款に対する違反があるとき⑥その他会員の信用状態が著しく悪化したとき第8条(資格喪失の通知) 会員が前条各号のいずれかに該当し会員資格を喪失したときは、甲が乙に対し当該事実を通知することを会員は異議なく承諾するものとします。

第9条(会員都合による脱会)

乙のサービスを乙と合意で解約した場合でも、甲に対する債務の負担を返済しない限り、会員の都合による甲会員としての脱会はできません。なお会員は乙のサービスを解約したときは直ちに甲に通知するものとします。

第10条(届出事項の変更)

(1)会員は、甲に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、指定口座等について変更があったときは、速やかに甲所定の届出書により甲に通知するものとします。

(2)前項の通知を怠ったことにより甲から通知または送付書類が不到達または延着となっても、甲が通常到達すべきときに会員に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の氏名、住所、電話番号、勤務先、指定口座等について変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、その限りではありません。

第11条(遅延損害金)

会員が立替金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から当該立替金に対して年14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払います。

第12条(規約の変更・承認)

(1)甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、甲のホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することが出来るものとします。①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。②変更の内

容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(2) 甲は、あらかじめ変更後の内容を甲のホームページにおいて公表する方法または通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

第 13 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じたときは、訴額のいかんを問わず、会員の住所地及び甲の本社、営業店を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(2025 年 02 月 10 日現在)